

とやま教育プラン規定（新旧対比表）

（下線部分が改訂箇所）

改訂前			改訂後		
富山保証サービス株式会社		株式会社オリентコーポレーション			
<u>（新規）</u>		<u>（新規）</u>	借主は、以下に定める各条項を契約内容とすることに同意します。		
			<u>第1条（契約の成立）</u>		
			1. 本契約は、借主からの申込みを株式会社富山銀行（以下、「銀行」という）が銀行所定の審査のうえ、承諾したときに成立するものとします。		
			2. 本取引による個別の借入契約は、銀行からの金銭の交付の都度、個別に成立するものとします。		
第1条（元利金返済額等の自動支払）		<u>（同左）</u>	第2条（元利金返済額等の自動支払）		
1. （略）		<u>（同左）</u>	1. （略）		
2. 銀行は各返済日に普通預金・総合口座通帳、 <u>同払戻請求書によらず返済用口座から払い戻し</u> のうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用口座の残高が毎回の元利均金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取り扱いはしません。			2. 銀行は各返済日に普通預金・総合口座通帳、 <u>同払戻請求書または小切手によらず返済用口座から払戻し</u> のうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取り扱いはしません。		
3. （略）			3. （略）		
第2条（繰り上げ返済）			第3条（繰り上げ返済）		
1～3 （略）			1～3 （略）		
4. 一部繰り上げ返済をする場合は、前3項によるほか、下表のとおり取り扱うものとします。			4. 一部繰り上げ返済をする場合は、前3項によるほか、下表のとおり取り扱うものとします。		
	毎月返済のみ	半年ごとの増額返済併用		毎月返済のみ	半年ごとの増額返済併用
繰り上	繰り上	下記の <u>イとロ</u> の合	繰り上	繰り上	下記の <u>①と②</u> の合計

改訂前				改訂後			
富山保証サービス株式会社			株式会社オリエントコーポレーション				
げ返済 できる 金額	げ返済 日につ づく月 単位の 返済元 金の合 計額	計額 イ. 繰り上げ返済日 につづく 6 ヶ 月単位にとり まとめた毎月 の返済元金 ロ. その期間中の半 年ごとの増額 返済元金		げ返済 できる 金額	げ返済 日につ づく月 単位の 返済元 金の合 計額	額 ① 繰り上げ返済日 につづく 6 か月 単位にとりま とめた毎月の 返済元金 ② その期間中の半 年ごとの増額 返済元金	
(新規)				返 済 期 日 の 繰 り 上 げ	返済元金に応じて、以降の各返 済日を繰り上げます。この場合 にも、繰り上げ返済後に適用す る利率は、変わらないものとし ます。		
5. 上記 4 にもとづき、一部繰り上げ返済をした後 の返済方法については、繰り上げ返済申込時 に次のいずれかを選択できることとします。 ① 一部繰り上げ返済以降の各返済期日を上記 4 にもとづき繰り上げ返済した月数だけ 繰り上げる。 ② 一部繰り上げ返済以降の毎回返済額を減額 する。 第 3 条（利率の変更） 1. （略） 2. 変更後の借入利率の適用開始日は次の通りと します。 ① 当座貸越期間 （略） ② 約定返済期間				(削除) 第 4 条（利率の変更） 1. （略） 2. 変更後の借入利率の適用開始日は次の通りと します。 (1) 当座貸越期間 （略） (2) 約定返済期間			
(同左)							

改訂前		改訂後
富山保証サービス株式会社	株式会社オリエントコーポレーション	
<u>(1)</u> (略) <u>イ.</u> 半年ごとの増額返済を併用しない場合 (略) <u>ロ.</u> 半年ごとの増額返済を併用する場合 (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) 第4条 (略) 第5条 (期限前の全額返済義務) 1. 借主に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくてもこの債務全額について当然期限の利益を失い、直ちにこの債務全額を返済するものとします。 <u>(新規)</u> <u>①</u> 支払の停止または破産、<u>和議</u>開始の申し立てがあったとき <u>②</u> 手形交換所の取引停止処分を受けたとき <u>③</u> <u>借主または連帯保証人の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき</u> <u>④</u> <u>住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となり、銀行が督促できないとき</u> <u>(新規)</u>	(同左) (同左)	<u>①</u> (略) <u>ア.</u> 半年ごとの増額返済を併用しない場合 (略) <u>イ.</u> 半年ごとの増額返済を併用する場合 (略) <u>②</u> (略) <u>③</u> (略) 第5条 (略) 第6条 (期限前の全額返済義務) 1. 借主に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくてもこの債務全額について当然期限の利益を失い、直ちにこの債務全額を返済するものとします。 <u>① 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき</u> <u>② 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき</u> <u>③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき</u> <u>④ 借主の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき</u> <u>⑤ 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となったとき</u> <u>⑥ 保証会社より保証の取消または解除の申出があったとき</u>

改訂前		改訂後
富山保証サービス株式会社	株式会社オリエントコーポレーション	
2. (略) ① (略) ② 借主が債務の一部でも履行を遅延したとき ③ 担保の目的物について差押、または競売手続きの開始があったとき ④ 借主がこの規定に違反したとき ⑤ 連帯保証人が前項または本項の各号のいずれかに該当したとき ⑥ 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき (新規)	第5条の2 (反社会的勢力の排除) 1. 借主は、借主または連帯保証人が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。 ① 暴力団 ② 暴力団員 ③ 暴力団準構成員 ④ 暴力団関係企業員 ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ⑥ その他前各号に準ずる者	2. (略) ① (略) ② 借主が銀行との取引約定に一つでも違反したとき ③ この契約に関し、借主が銀行に虚偽の届出、資料提供または報告をしたこと、および借入要領に記載の資金使途に違反したことが銀行において判明したとき ④ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき 第7条 (反社会的勢力の排除) 1. 借主は、借主が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。 ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図

改訂前		改訂後
富山保証サービス株式会社	株式会社オリエントコーポレーション	
	2. 借主は、借主または連帯保証人が、自らまたは第三者を利用して次の各号にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。 ① 暴力的な要求行為 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為 ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為 ⑤ その他前各号に準ずる行為 3. 借主または連帯保証人が第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。	<u>る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> ④ <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> ⑤ <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> 2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。 ① <u>暴力的な要求行為</u> ② <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u> ③ <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> ④ <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為</u> ⑤ <u>その他前各号に準ずる行為</u> 3. 借主が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

改訂前		改訂後
富山保証サービス株式会社	株式会社オリエントコーポレーション	
第6条（解約等） 1. 前条各号の事由があるときは、銀行はいつでも当座貸越を中止またはこの取引を解約することができるものとします。 2～3（略） 第7条（銀行からの相殺） 1. 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または、前条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。 2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定により1年365日とし、日割で計算します。 第8条（借主からの相殺） 1. 借主は、この債務と支払期にある借主の預金その他の債権等とを、この債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。	(新規) (同左) (同左) (同左)	4. 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんら請求もしません。また、銀行に損害が生じた場合は、借主がその責任を負います。 第8条（解約等） 1. 第6条または第7条の事由があるときは、銀行はいつでも当座貸越を中止またはこの取引を解約することができるものとします。 2～3（略） 第9条（銀行からの相殺） 1. 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または、第6条または第7条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。 2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年365日とし、日割で計算します。 第10条（借主からの相殺） 1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。

改訂前		改訂後
富山保証サービス株式会社	株式会社オリエントコーポレーション	
2. 前項によって相殺をする場合、<u>相殺計算実行の時期</u>は借入要項に定める毎月の返済日（半年ごと増額返済併用の場合は、その半年ごとの増額返済日）とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については、<u>第2条</u>に準じるものとします。 この場合、相殺計算を実行する日の15日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の<u>債権</u>等の証書、通帳は<u>届出印</u>を<u>押印して</u>直ちに銀行に提出するものとします。 第9条～第11条（略） 第12条（費用の負担） 次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。 ① 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用。 ② 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。 ③ <u>借主または保証人</u>に対する権利の行使または保全に関する費用。 第13条（届出事項） 1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届けた事項に変更があったときは、<u>借主および連帯保証人</u>は直ちに銀行に書面で届け出るものとします。 2. <u>借主および連帯保証人</u>が前項の届け出を怠ったため、銀行が<u>借主および連帯保証人</u>から最	(同左) (同左) (同左)	2. 前項によって相殺をする場合、<u>相殺計算を実行する日</u>は借入要項に定める毎月の返済日（半年ごと増額返済併用の場合は、その半年ごとの増額返済日）とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については、<u>第3条</u>に準じるものとします。 この場合、相殺計算を実行する日の15日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の<u>債権</u>の証書、通帳は<u>届出印を押印した払戻請求書とともに</u>、直ちに銀行に提出するものとします。 第10条～第13条（略） 第14条（費用の負担） 次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。 ① 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用 ② 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用 ③ <u>借主</u>に対する権利の行使または保全に関する費用 第15条（届出事項） 1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届けた事項に変更があったときは、<u>借主</u>は直ちに銀行に書面で届け出るものとします。 2. <u>借主</u>が前項の届け出を怠ったため、銀行が<u>借主</u>から最後に届け出のあった氏名、住所にあてて

改訂前		改訂後
富山保証サービス株式会社	株式会社オリエントコーポレーション	
後に届け出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。 <u>(新規)</u>	<u>(同左)</u>	通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。 <u>第 16 条（成年後見人等の届出）</u> <u>1. 借主は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。また、借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に銀行へ届け出るものとします。</u> <u>2. 借主は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。</u> <u>3. 借主は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、もしくは任意後見監督人の選任がされている場合も、前 2 項と同様銀行に届け出るものとします。</u> <u>4. 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、借主は直ちに銀行へ書面によって届け出るものとします。</u> <u>5. 前 4 項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。</u> <u>第 17 条（報告および調査）</u> 1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに<u>借主</u>の信用
<u>第 14 条（報告および調査）</u> 1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに<u>借主および</u>	<u>(同左)</u>	

改訂前		改訂後
富山保証サービス株式会社	株式会社オリエントコーポレーション	
<u>連帯保証人</u>の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。 2. 借主は、担保の状況、または<u>借主</u>もしくは<u>連帯保証人</u>の信用状態について重大な変化を生じたときは、または生じるおそれのあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。 <u>第15条（個人信用情報センターへの登録および利用）</u> 1. 借主および連帯保証人は、この契約にもとづく<u>借入金額、借入日、最終回返済日等の借入内容にかかる客観的事実について、借入契約期間中およびこの契約による債務を全額返済した日から5年間、銀行協会の運営する個人信用情報センターに登録され、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用することに同意します。</u> 2. 借主は、次の各号の事実が発生したときは、<u>その事実について、各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。</u> ① <u>この契約による債務の返済を遅延したときおよび遅延分を返済したときは、遅延した日から5年間</u> ② <u>この契約による債務について、保証提携先、保険者など第三者から銀行が支払いを受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制</u>	(同左)	状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。 2. 借主は、担保の状況、または<u>借主</u>の信用状態について重大な変化を生じたときは、または生じるおそれのあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。 (削除)

改訂前		改訂後
富山保証サービス株式会社	株式会社オリエントコーポレーション	
<u>回収手続きにより銀行が回収したときは、その事実発生日から5年間</u> <u>(新規)</u> <u>第16条（保証提携先の保証）</u> 1. 借主は、この約定に基づく借主の債務を担保するため、表記に記載した保証会社（以下「保証会社」という）の保証を融資金の交付に先立って取り受けるものとします。 2. 第5条により借主が期限の利益を喪失した場合には、銀行は借主に対し何らの通知催告等の手続きをとらず保証会社からこの約定に基づく銀行の債権について代位弁済を受け、銀行は保証会社へ債権を譲渡することに借主は異議なく承認します。 <u>第17条（略）</u> <u>第18条（連帯保証）</u> 1. 連帯保証人は、借主がこの契約によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。 2. 連帯保証人は、借主の銀行に対する預金その他の債権をもって相殺は行わないものとします。 3. 連帯保証人は、銀行が相当と認めるときは担保	<u>(新規)</u> <u>(同左)</u> <u>(同左)</u> <u>(同左)</u>	<u>第18条（公正証書作成義務）</u> <u>借主は、銀行から請求があったときは、直ちにこの契約による債務について、強制執行の認諾がある公正証書を作成するため必要な手続きを取るものとします。このために要した費用は借主が負担するものとします。</u> <u>(削除)</u> <u>第19条（略）</u> <u>(削除)</u>

改訂前		改訂後
富山保証サービス株式会社	株式会社オリエントコーポレーション	
<u>または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。</u> <u>4. 連帯保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行が取得した権利は、借主と銀行との間に、この契約による残債務または連帯保証人が保証している他の契約による残債権がある場合には、銀行の合意がなければこれを行使しないものとします。もし、銀行の請求があれば、この権利または順位を銀行に無償で譲渡するものとします。</u> <u>5. 連帯保証人が借主と銀行との取引については、かに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。連帯保証人が借主と銀行との取引について、将来ほかに保証した場合も同様とします。</u> 第 19 条 (略) (新規) 以 上	(同左) (新規) 以 上	第 20 条 (略) 第 21 条 (規定の変更) <u>本規定は、法令の変更、金融情勢の変化、その他相当の事由があると認める場合に、変更できるものとします。</u> <u>また、この変更については、あらかじめ効力発生日を定め、規定を変更する旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期を、ホームページへの掲載その他相当の方法により周知するものとします。</u> 以 上

